

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成18年4月7日

宮城県監査委員 菊 地 浩
宮城県監査委員 藤 原 範 典
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

1 監査委員の報告日

平成17年3月28日

2 通知のあった日

知事

平成18年3月28日

3 措置の内容

（別紙措置状況添付）

平成16年度行政監査の意見・結果に対する措置状況

大項目	小項目	意見・結果の内容	措置内容等
1 公用車の配置台数・使用方法の見直しについて	(1) 配置台数の見直し	<p>庁用自動車（公用車）の総括管理に関する事務を所管する総務部において、公用車全体の使用状況を把握、関係部局との調整を行い、更新や減車等も含めた公用車の適正な配置台数について検討するなど、稼働率の向上を図るための措置を講じる必要がある。</p> <p>とりわけ（稼働率が20%未満のものについて）他の機関からの一時的な借り上げや、レンタカー、タクシーの利用などで代替えることも含め、公用車の配置がどうしても必要なのかどうかについて、抜本的な検討を行う必要がある。</p>	<p>各部主管課において「庁用自動車管理規則」第13条第3項に基づく総務部長への整備、運行状況の報告を取りまとめるにあたり、低稼働率車輛を明確に認識し、その改善策を検討することができるよう様式を工夫することとします。</p> <p>各部主管課において、その上でなお稼働率が低い車輛があれば削減等を視野に入れて検討してまいります。</p>
	(2) 使用方法の見直し	<p>地方機関における公用車の使用方法を見直し、本庁共用車に相当する地方機関共用車制度の創設など、公用車の共用化についての検討が望まれる。</p>	<p>本年度から運用開始した電子県庁共通基盤システムを活用し、現在12地方機関127台の公用車を予約制に移行し、班・部・所以外の使用を可能にして稼働率向上を図っております。また、地方機関の共用車制度については、技能労務職員（運転）の業務と密接に関連するところでもあり、今後のありかたについては当該職員の配置の方向性を見据えた上で検討を行ってまいります。</p>
	(3) コストや環境負荷等に配慮した車両更新	<p>公用車の更新に当たっては、漫然と同サイズの車両を更新するのではなく、利用の実態に応じて行政目的を達成するのに支障のない範囲で、コストの低い車種への転換についても検討を行う必要がある。</p> <p>宮城県環境保全率先計画（第2期）において、公用車の購入に当たり、「環境にやさしい車の率先導入及びエコドライブ率先実行指針」に基づく「環境に優しい車」に適合した車両を選択する必要がある。</p>	<p>これまでも、地方機関管内移動用の車輛（福祉・税・保健・用地等）については軽自動車を選択しておりましたが、今後更に利用実態から必要となる車種を検討し適切に選択してまいります。</p> <p>平成13年度から施行された「宮城県環境保全率先計画（第2期）」に示すとおり、これまで18台の天然ガス車・ハイブリッド車の導入のほか、特殊自動車（ジープ等）を除き低排出ガス認定車の購入に努めてまいりました。今後もさらに推し進めてまいります。</p>
2	公用車の管理について	<p>法定の点検を法令に従い適正に実施する必要がある。</p> <p>公用車の施錠の徹底を図る必要がある。</p>	<p>「庁用自動車管理規則」及び「公用自動車等使用管理要領」を遵守するよう通知により徹底をはかります。</p>

大項目	小項目	意見の内容	措置内容等	
3	交通安全対策について	<p>安全運転管理者がその任務を適正に遂行していくことは無論であるが、職員の交通安全に関する意識高揚を図る観点から、研修会を継続して実施する必要がある。</p> <p>職員の免許保有状況等の確認、健康状態等のチェック、車両の点検に関するスキルの向上など、交通事故を未然に防止するためきめ細かい対策を着実に実施していく必要がある。</p>	<p>庁内イントラネット上の交通安全に関するページを一新し、交通安全向上のための要領、通知等の掲載に加え、警察署から講師を招いた研修会開催事例など積極的な取り組みも紹介して、多くの所属で研修会が実施されるよう促すこととします。</p> <p>また、併せて、車両の日常点検表を作成している事例等を紹介するなど、交通事故の未然防止のためのきめ細かい対策を今後も着実に実施してまいります。</p>	
4	公務中における交通事故の対応について	<p>(1) 損害賠償金の概算払い</p> <p>(2) 公用車の任意保険への加入</p> <p>(3) 組織的な対応力の向上</p>	<p>事故当事者となった職員に被害者の治療費を立替払いさせるのではなく、予算措置を行った上で概算払いにより処理すべきであると考えられる。</p> <p>保険加入により、損害賠償金の給付に留まらず、示談交渉及び損害賠償金の支払いが保険会社によって行われ、県ばかりでなく相手方にとっても安心と利便をもたらすものである。公用車の任意保険の加入については、単なる経済的比較だけでなく、総合的な検討を行うことが望まれる。</p> <p>交通事故処理の担当部署（全庁的な相談窓口）、手順、方法など、全体的な仕組みと体制について抜本的な検討を行い、組織的な対応力の向上を図ることが望まれる。</p>	<p>平成18年度当初予算において任意保険加入のための予算が認められたことから、被害者への早期支払いを図るため、契約に当たり、保険金の内払いを可能とするよう仕様として提示することとします。</p> <p>任意保険の加入は被害者の迅速な救済など相手方に安心と利便をもたらすだけでなく、客観性のある賠償額の提示により県に対する信頼を高め、また、職員の精神的・事務的負担の軽減により、職務に一層専念できる環境を整えることにつながると思われることから加入することといたしました。なお、知事部局だけではなく、教育委員会、警察本部、各種委員会の車両においても加入することになります。</p> <p>庁内イントラネット上の交通安全に関するページを一新し、交通事故が発生した場合の処理手順や方法を根拠規定や事例とともにわかりやすく掲載するとともに、これらの取り組みにより、行政管理課において交通事故処理の全庁的な相談窓口としての機能を果たしていくこととします。</p>
5	安全運転管理者及び整備管理者の選任等について	<p>道路交通法に基づいて選任した安全運転管理者は公安委員会に届出することとされているが、一部の機関において未届けである事例が散見された。</p> <p>安全運転管理者及び整備管理者が管理者（所属長）に行う定期報告は、制度解釈の誤り等により、未報告である事例が散見された。</p>	<p>指摘のあった所属については、安全運転管理者への届出をし、また管理者への報告を行いました。</p>	